

令和元年度第1回広島県子ども・子育て審議会議事録概要

- 1 日 時 令和元年5月10日（金）10時30分から11時15分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号
広島県北館2階 第一会議室
- 3 出席委員 坂田委員，片元委員，綿貫委員（代理），住田委員，景山委員，
甲斐委員，重道委員，鷹野委員，村若委員，上栗委員，小川委員，
澤田委員，新原委員（代理），遠山委員，亀井委員，七木田委員，
森委員，平谷委員
- 4 議 題（1）次期「ひろしまファミリー夢プラン」の策定について
（2）計画部会の設置について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局子供未来戦略担当
TEL（082）513-3192（ダイヤルイン）
- 6 会議の内容及び質疑応答
 - （1）開会（事務局）
 - （2）健康福祉局長あいさつ
 - （3）委員紹介
 - （4）定足数確認
委員総数22名のうち18名が出席しており，広島県子ども・子育て審議会条例第6条第2項により，定足数を満たしていることを確認した。
 - （5）議事
 - ア 次期「ひろしまファミリー夢プラン」の策定について
配布資料について事務局から説明した。
 - イ 計画部会の設置について
広島県子ども・子育て審議会条例第7条第1項の規定による計画部会の設置について，事務局から説明し，異議がなかったため，同条により計画部会が設置された。
 - ウ 計画部会の委員構成について
広島県子ども・子育て審議会条例第7条第2項の規定による計画部会に属すべき委員について，会長により指名された。
計画部会委員
坂田委員，綿貫委員，住田委員，鷹野委員，村若委員，藤原専門委員，
小川委員，澤田委員，七木田委員，森委員，平谷委員
また，広島県子ども・子育て審議会条例第7条第3項の規定による部会長の指名について，次の委員が部会長に指名された。
計画部会：七木田委員

【質疑応答】

資料1 次期「ひろしまファミリー夢プラン」の策定について

(七木田会長)

次期計画では、対象が妊娠期から概ね18歳以下ということで、限定されている。現行の計画では、例えば「若者の結婚支援」や「婚活」が含まれているが、これらについて、一定の効果があつたから次期計画では外すのか、逆に効果が見込めなかったからやらないことにしたのか。限られた予算の中で計画を動かしていく上で、様々な議論があつたものと思うが、その背景を伺う。

(子供未来戦略担当課長)

まず前提として、次期プランに記載しないからといって、取り組まないということではない。現行プランの反省点として、ターゲットを明確にしていなかったことがあり、その点については次期プランにおいてしっかりと明確化したいと思っている。会長ご指摘のとおり少子化対策については次期プランの対象からは外す予定であるが、来年度改定を予定している県の上位計画「ひろしま未来チャレンジビジョン」において、しっかりと内容を盛り込んでいきたいと考えている。

(村若委員)

次期プランの対象に「子供と子育て家庭」とあるが、「地域」を対象にすることはできるのか。

(子供未来戦略担当)

対象の欄のカッコ書きに「子供を取り巻く社会のすべての構成員」とあるが、この集合体が「地域」ではないかと考えている。委員指摘の視点についても、次期プランに盛り込んでいきたいと考えている。

(森委員)

これからの審議の進め方については理解したが、これまでのプランの進捗や成果については、今後説明があると思ってよいか。

(子供未来戦略担当課長)

現行プランの振り返り作業を現在行っているところである。次期プランの骨子案を審議いただく際には、これまでの取組の成果や課題について、明確にしていきたいと考えている。

(新原委員代理竹之内氏)

県と同様に、市町も計画策定作業を行っている。県計画と市町計画については、十分に擦り合わせを行っていく必要があると考えているが、県の見解を伺う。

(子供未来戦略担当課長)

新しい方向性が出てくるということになれば、市町へも適宜報告させていただきたいと考えている。

資料2 広島県子ども・子育て審議会計画部会の設置について

(重道委員)

次期プランに位置付ける6つの計画ごとに部会を設置するということがよいか。各計画はそれぞれ非常に重い計画であり、それを1つの部会でまとめて審議しても、中身のある審議ができないのではないかと感じている。各委員がそれぞれの専門分野において、それぞれの部会で深い議論をしていく必要があるのではないかと考えている。

ことが目的になってはならないと考えるが、県の見解を伺う。

(子供未来戦略担当課長)

委員指摘のとおり、計画を作ることが目的となつてはならないと考えている。次期プランに位置付ける6つの計画についてであるが、6つの計画を作ることではなく、次期プランの中に要素を包含させるということである。計画部会においては、専門的な意見もちろんであるが、ある程度俯瞰した視点での意見もいただきたいと考えている。当審議会は委員数も多く、それぞれお忙しい中で全員に年に何回も参集いただくことは難しいのではないかと感じていることから、計画部会では、人数を絞った形でしっかり議論いただきたいと考えている。

(重道委員)

現行計画の策定時はそれぞれ5つの部会を設置して議論をしてきた。部会の統合がよい方向に向かえばよいのだが、一般的には後退しているように感じる。俯瞰した視点も大事とは思いますが、特に保育の分野においては、現場の専門的な意見も非常に重要であると考えているが、どうか。

(子供未来応援部長)

どうやったら1年間という短い期間の中で実のある議論ができるかということで、なかなか全員に参集いただくことが難しいということがある。ただ、我々としても、現場の意見をしっかりと伺う必要があると考えており、県の各分野が持っている既存の会議や各団体との協議の場を活用し、現場の意見をしっかりと伺い、それを集約して計画部会へ提示できるのではないかと考えている。そして、計画部会においては、一歩引いた視点で審議いただき、それを審議会でさらに深めていく、といった流れで組み立てていきたいと考えている。

(平谷委員)

6つの計画を包含した形で1つの計画を作っていくということであったが、現行計画においては、それぞれの計画がどこに盛り込まれているのかわからないようになっている。次期計画においては、明確にしていきたい。子どもの貧困対策計画の大綱ができたのが、現行計画の策定年と重なったことから、急に盛り込まざるを得なくなり、結果として1ページの記載にとどまってしまっている。骨子作成の際にはそのような背景も念頭に置いてほしい。また、現場の声をしっかりと聴くということであったが、次期計画の主語は「子供たち」である。子供の意見もしっかりと拾っていただきたい。

(子供未来戦略担当課長)

子どもの貧困対策計画については、国が今年度大綱を改定する動きがあり、現行計画と同様の状況となっているが、昨年度1年かけて県の戦略を策定したところであり、大綱の改定を待たずしても、次期計画に盛り込んでいけるのではないかと考えている。委員指摘のとおり、当計画は子供たちのための計画であることから、子供たちの意見を聴くということについても、今後検討していきたいと考えている。

(澤田委員)

今年度は計画策定年であり、計画部会はこの1年間は説明のあった形で機能するのは理解したが、来年度以降、この計画部会はどうなるのか、伺う。

(子供未来戦略担当)

計画策定年以外の年の審議会については、計画の進捗点検を行うことになるが、その際はこの度のような全員参加の審議会で審議いただくことになることから、現在設

置されている5つの部会についても、事実上の休眠状態となっている。計画策定後の計画部会の在り方については、改めて議論いただきたいと考えている。

(七木田会長)

元々5つあった部会を1つに集約するという事で、部会の委員の負担感は大きいと考えるが、どのように考えるか。

(子供未来戦略担当課長)

部会については年に4回程度の開催を予定しているものの、4回で足りるのか、進めてみないとわからないが、部会の委員の方々に作業をお願いするつもりはなく、県で計画の策定作業を進めていく。極力委員の負担が生じないような形で考えている。

【意見交換】

(森委員)

成育基本法というものができたのだが、これは次期計画には反映されないのか。

(子供未来応援部長)

その法律で県の方針がどのように定まっていくのかというところが具体的にないものの、どのようにしたら子供たちが健やかに夢をかなえられる社会になるのかという視点であり、これからの幅広い議論の中で、そのような社会情勢の変化も踏まえていくことになると考えている。

(配布資料)

次第、委員名簿、配席図、県職員出席名簿

資料1 次期「ひろしまファミリー夢プラン」の策定について

資料2 広島県子ども・子育て審議会計画部会の設置について(案)

資料2-1 広島県子ども・子育て審議会運営規程(案)

資料2-2 広島県子ども・子育て審議会運営規程(案)新旧対照表

参考資料1 広島県子ども・子育て審議会条例

参考資料2 基本指針の改訂方針案について(内閣府資料)

参考資料2-1 都道府県社会的養育推進計画の策定要領<概要>(厚生労働省資料)

参考資料2-3 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(内閣府資料)

参考資料2-4 新・放課後子ども総合プラン(厚生労働省資料)

参考資料2-5 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要(内閣府資料)

参考資料3 子育て案プラン等を踏まえた基本指針の改訂(内閣府資料)

参考資料4 県政運営の基本方針2019